

多面的機能支払交付金 新型コロナウイルス感染症拡大防止にかかる 取扱いについて

日本各地で新型コロナウイルス感染症が拡大しつつあり、先般2月25日に政府から新型コロナウイルス感染症対策の基本方針が示されたところです。

そのような中、多面的機能支払交付金の対象組織にあたっては、これから年度末にかけて、活動及び組織の規約に従い「総会または運営委員会を開催し、各種議決等を行う」予定と思います。

この新型コロナウイルス感染症拡大は、過去に例を見ない緊急事態であることを踏まえ「総会または運営委員会の開催・議決等」について、市町の判断により、次の事項を認めることができることとしましたので、お知らせいたします。

- ① 活動は、感染の機会を減らすための工夫を講じていただくようお願いいたします。例えば、参加者への手洗いの推奨やアルコール消毒薬の設置、風邪のような症状のある方には活動への参加をしないよう依頼することなど、感染拡大の防止に向けた対策をしていただくようお願いいたします。
- ② 役員や構成員が参集する総会または運営委員会は行わずとも、「書面等（メール等も可）により開催・議決」が行われたものと見なすことができる。

※ただし、新型コロナウイルス感染症拡大防止にかかる今回の事態に限る。

- ③ 成立及び議決については、各組織の規約に定めた条件（過半数や2／3等）を満たしているか、資料等を整理・保管し、確認ができるようにしておくこと。
- ④ 市町にあっては、任意にその他事項を規定できるものとする。